高校生の法的地位と政治活動
日本とドイツ

結城　忠［著］
A5判・上製／252ページ／
定価（本体3,200円＋税）／2017年3月刊行

学校における高校生の法的地位は如何に。

わが国は現在、高校生の法的地位と政治活動のありようを考える分岐点に立たされている。選挙権が18歳に引き下げられ、高校生の政治活動参加が期待されていると考えられる一方で、「高校生がデモに参加したり、校内において集会を開き、ビラを配布するなどの『政治活動』を行うこと」が許されないことがある。そもそも、高校生が「学校においていかなる権利を有し、義務を負っているのか」明確になっていないのが現状である。そういったわが国の状況を踏まえ、本書では生徒法制整備の先進といえるドイツとの比較を通して、わが国の「高校生の法的地位と政治活動」のありように迫っていく――。

Contents

第Ⅰ部　高校生の法的地位と政治的権利

序　章　日本国憲法と生徒法制
第１章　公法上の特別権力関係論・学校部分社会論と生徒の法的地位
第２章　民主的法治国家の原理と生徒の法的地位
第３章　子どもと基本的人権
第４章　学校における生徒の基本的人権と基本的義務
第５章　「私学の自由」と生徒の政治的表現の自由
第６章　高校生の政治活動と文部科学省の見解
第７章　校則による生徒の政治活動規制

第Ⅱ部　ドイツの学校法制からの示唆
―「自律への教育」法制・「民主主義への教育」法制

第１章　国家の教育主権と学校の教育責務
第２章　公法上の学校特別権力関係論と生徒の法的地位
第３章　学校における生徒の法的地位
第４章　学校における生徒の政治的基本権と政治活動
第５章　生徒の学校参加の法的構造

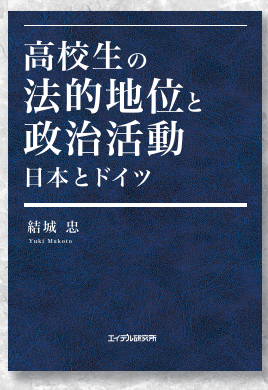

著者プロフィール

結城　忠（ゆうき　まこと）

1944（昭和19）年、広島市に生まれる。広島大学政経学部卒業。大阪市立大学法学部を経て、広島大学大学院教育学研究科博士課程単位取得退学。国立教育研究所研究員・主任研究官・室長、ドイツ国際教育研究所客員研究員、国立教育政策研究所総括研究官、上越教育大学教職大学院教授、白鷗大学教授を経て、現在、国立教育政策研究所名誉所員。この間、国際基督教大学、広島大学大学院、京都大学大学院、東京大学大学院、筑波大学大学院、慶應義塾大学大学院などに非常勤講師として出講。教育学博士。第14期日本教育行政学会会長。

※詳細は裏面をご参照ください。

ご注文は、お近くの書店・販売店へ

エイデル研究所　〒102-0073 東京都千代田区九段北4-1-9
TEL.03-3234-4641　FAX.03-3234-4644

注文書

取扱店	注文数　部	高校生の法的地位と政治活動 ―日本とドイツ　結城　忠［著］
		本体価格3,200円＋税　ISBN978-4-87168-596-2
	氏名／団体名	
	住所　〒	
	TEL	

高校生の 法的地位と政治活動
日本とドイツ

目次

第Ⅰ部 高校生の法的地位と政治的権利

序　章 日本国憲法と生徒法制
1 憲法から自由な生徒法制
2 学校の役割・学校教育の目的と生徒の法的地位
3 憲法への意思

第１章 公法上の特別権力関係論・学校部分社会論と生徒の法的地位
第１節 明治憲法下における法状況
1 公法上の特別権力関係論
2 公法上の特別権力関係としての学校関係
3 治安警察法による生徒の政治活動の禁止
第２節 日本国憲法下における法状況
1 特別権力関係論の過剰と拡大
2 学校特別権力関係論の克服
第３節 学校部分社会論と生徒の法的地位
1「部分社会」の法理
2 学校部分社会論批判

第２章 民主的法治国家の原理と生徒の法的地位
第１節 民主的法治国家と学校
第２節「学校の法化」と生徒の法的地位
第３節 法律関係としての学校教育関係
1 教育主権に根幹を規定された法律関係
2 親の教育権の委託を内包した法律関係

第３章 子どもと基本的人権
第１節 子どもの人権主体性と人権に対する包括的制約
第２節 子どもの人権へのアプローチ
1 基本的人権の享有能力と行使能力
2 基本的人権の種類・性質の如何
3 子どもの年齢・成熟度の如何
4 対象となる事柄や権益の如何
5 生活領域・法域の如何
6 家族の自律性・親の教育権との関係
第３節 子どもの人権の内容

第４章 学校における生徒の基本的人権と基本的義務
第１節 基本的人権の主体としての生徒
第２節 学校における生徒の権利の種類・内容
第３節 学校における生徒の政治的基本権
第４節 学校における生徒の基本的義務
1 教育主権にもとづく憲法上の制度としての公教育制度
2 生徒の「学校の教育目的に沿った行動義務」

第５章「私学の自由」と生徒の政治的表現の自由
第１節 私学における生徒の人権保障
第２節 憲法の人権条項と私学
1 人権保障規定の第三者効力
2 人権保障規定の私学への適用
3 生徒の基本的人権の種類との関係
第３節 私学在学関係の法的性質
第４節 私学における生徒懲戒と教育的裁量
第５節 宗教的私学の特殊性

第６章 高校生の政治活動と文部科学省の見解
第１節 文部科学省（文部省）見解の概要
1 1969 年通知以前の見解
1－1 文部次官通牒「教職員及学生生徒ノ政治運動及選挙運動ニ関スル件」（1946年1月17日）
1－2 衆議院教育基本法案委員会における高橋文部大臣の答弁
1－3 文部次官通達「学生の政治運動について」（1948年10月8日）
1－4 文部次官通達「高等学校生徒に対する指導体制の確立について」（1960年6月21日）
1－5 初等中等教育局長通達「高等学校生徒会の連合的な組織について」（1960年12月24日）
2 文部省見解「高等学校における政治的教養と政治的活動について」（1969年10月31日）
3 文部科学省初等中等教育局長通知「高等学校等における政治的教養の教育と高等学校等の生徒による政治的活動等について」（2015年10月29日）
第２節 文部（科学）省見解の憲法・学校法学的評価―文科省見解の違憲性
1 高校生の政治活動とは何か
2 政治的基本権の主体としての生徒
―憲法の人権条項の学校・生徒への直接適用
3 民主的法治国家原理と文科省見解
―文科省通知による生徒の人権規制の可否
4 高校生の政治活動に対する規制
―文科省見解における規制根拠の当否
4－1 学校の役割・学校教育の目的と生徒の政治活動
4－2 学校の政治的中立性と生徒の政治活動
4－3 未成年者としての生徒と政治活動
4－4 学校における生徒の「宗教活動の自由」保障との整合性
5 学校における生徒の基本的義務と生徒の政治活動

第７章 校則による生徒の政治活動規制
第１節 校則と生徒の政治活動
第２節 校則の法的性質と校則制定権の根拠
1 校則とは何か
2 校則の法的性質に関する最高裁判決
―政治活動規制校則の違憲性
3 校則制定権の法的根拠
第３節 校則による生徒規律の限界
―生徒の政治活動規制の可否
1「学校の法化」要請との関係
―法律事項としての生徒の政治活動規制
2 生徒の政治活動規制と各学校判断
3 校則による生徒の校外政治活動規制
3－1 校則による校外生徒規律
3－2 校則による校外生徒規律の限界
―校外政治活動規制の違憲性

第Ⅱ部 ドイツの学校法制からの示唆 ―「自律への教育」法制・「民主主義への教育」法制

第１章 国家の教育主権と学校の教育責務
第１節 国家の教育主権と学校教育
1 国家の学校監督と教育主権
2 国家の教育主権と教育目的の確定
第２節 学校の教育責務
1 州憲法による教育目的の法定
2 常設文部大臣会議の教育目的に関する決議

第２章 公法上の学校特別権力関係論と生徒の法的地位
第１節 公法上の特別権力関係論
第２節 学校営造物理論と学校特別権力関係論
第３節 公法上の学校特別権力関係論の克服
1 基本法の民主的法治国家の原理と公法上の特別権力関係論
2 H.ヘッケルによる学校特別権力関係論批判
3 連邦憲法裁判所の特別権力関係論否定判決
第４節「法律の留保の原則」と連邦憲法裁判所の「本質性理論」
1 連邦憲法裁判所の「本質性理論」
2「本質性理論」と学校法における法律の留保

第３章 学校における生徒の法的地位
第１節 憲法上の基本権の主体としての生徒
第２節 常設文部大臣会議の「学校における生徒の地位」に関する決議（1973年）
第３節 法律関係としての学校関係
―学校における生徒の権利と義務

第４章 学校における生徒の政治的基本権と政治活動
第１節 生徒の政治的基本権
第２節 生徒の意見表明の自由
1 一般的原則
2 生徒の意見表明の自由に対する制約
3 校外における生徒の意見表明の自由
4 生徒の意見表明の自由に対する規制と「法律の留保の原則」
5 生徒の意見表明の自由と政治活動
―政治的意見表明の自由
第３節 生徒新聞の編集・発行
1 経緯
2 生徒の「意見表明の自由」・「プレスの自由」と生徒新聞
3 生徒新聞に対する学校の規制権と検閲の禁止
4 生徒新聞と政治的テーマ
5 生徒新聞に対する規制と「法律の留保の原則」
6 生徒新聞への州プレス法の適用
第４節 校内におけるビラの配布
第５節 生徒のデモンストレーションの権利
第６節 生徒による政治的な団体の結成
1「結社の自由」と生徒団体
2 学校における政治的生徒団体の結成
第７節 生徒によるストライキ・授業のボイコット

第５章 生徒の学校参加の法的構造
第１節 ワイマール憲法下までの法状況
1 生徒自治・生徒の学校参加と改革教育学
1－1 ケルシェンシュタイナーの生徒自治論
1－2 フォエルスターの生徒自治論
2 生徒の学校参加の法制史
2－1 ジューフェルンの教育法案と生徒参加
2－2 ドイツ11 月革命と生徒の学校参加
2－3 ナチス政権による生徒の学校参加制度の解体
第２節 ドイツ基本法下における法状況
1 生徒の学校参加法制の復活
2 1960 年代末－70 年代前半の生徒の学校参加に関する改革案
2－1 常設文部大臣会議の「生徒の共同責任」に関する決議（1968年）
2－2 常設文部大臣会議の「学校における生徒の地位」に関する決議（1973年）
2－3 ドイツ教育審議会の「学校の自律性」「学校参加」強化勧告（1973年）と生徒参加
3 1970年代の学校法制改革と生徒参加
3－1 学校組織構造の法制改革
3－2 カリキュラム編成における学校の自律性と生徒参加
3－3 授業の計画や形成への生徒参加の保障
4 ドイツ統一と州憲法による生徒の学校参加権の保障
5 1990 年代以降の「学校の自律性」の強化と生徒参加
6 成人年齢の引き下げと生徒参加
第３節 現行法制下における状況
1 生徒代表制の法的地位・性格
2 生徒代表制の役割と権限
2－1 生徒の利益代表
2－2 生徒代表制自らが設定する役割や活動
2－3 生徒代表制と政治的役割
3 生徒の学校参加の態様―学校参加権の種類
4 生徒代表制の組織
4－1 生徒代表組織の種類
4－2 生徒代表と選挙人の関係
4－3 調整・助言教員の配置
5 学校会議への生徒代表の参加
5－1 学校会議の創設と拡充
5－2 学校会議の構成
5－3 教員・親・生徒の三者同数代表制学校会議の合憲性
5－4 学校会議の役割と権限
6 教員会議への生徒代表の参加
7 州と地方自治体の教育行政機関への生徒代表の参加